

問合せ先

和歌山市西汀丁26 県経済センター2階  
県消費生活センター 担当：若林、玉石

TEL(073)433-1551

## 架空請求・不当請求に関する相談が急増！！

平成16年度の相談件数は15,112件と前年同期と比較して約1.5倍の急激な伸びとなっています。これは、全く身に覚えのない請求がハガキで送りつけられる[いわゆる架空請求]や、携帯電話・パソコンの不意打ち的な登録で料金を請求される[いわゆる不当請求]に対する相談の急増がその原因です。

なお、架空請求・不当請求に関する相談は、件数の急増だけでなく被害を受けた対象者も幅広くなり未成年から70歳以上まですべての年齢層で相談内容別の件数でワースト1となるなど深刻な社会問題となっています。

### 典型的な手口とその対応

Q1：身に覚えのない請求がハガキで来た。(ハガキ例：参照)

A1：連絡を取らずに無視してください。不用意に電話をかけると電話番号等個人情報を聞き出され、さらに悪質な請求につながるので注意して下さい。なお、ハガキと同じ内容のものが封書で送りつけられることもあります。同様に連絡を取らずに無視してください。

Q2：メールを開いたり、「着うた」や「待ち受け画面サイト」などを検索中にワンクリックするだけで、別の有料サイトへ自動登録になり請求表示画面になった。画面上に正しいメールアドレスや携帯電話会社が表示されている。個体識別番号から個人情報がわかるとも表示されている。

(画面例〔国民生活センターホームページより抜粋〕：参照)

A2：悪質な請求をしてくるサイトは、登録になる前に確認画面を設けず請求金額や条件を表示していません。このような場合には契約は成立しないこととなりますので一切請求に応じる必要はありません。なお、連絡を取ると支払を強要されますので注意して下さい。今後、請求や脅しのメールが頻繁に入る可能性がありますので、メールアドレスは変更した方がいいでしょう。また、しばらくの間は見覚えのない電話にも出ない方が賢明ですし、着信拒否という方法もあります。

Q 3 : パソコンでホームページをみていたところ。知らない間にアダルトサイトにつながってしまった。興味があったので規約等を読まないまま画面をクリックしたところ、いきなり登録画面になってしまった。驚いて規約を確認してみると確かに「利用・登録は有料」と明記されている。規約を読み飛ばしてしまったこちらにも責任がある気がするし、支払わなければならないのか。

A 3 : このようなケースは、登録・利用の条件を見なかった消費者が悪いのではなく、むしろ、条件を確認しないまま利用できる画面構成にしていたサイト運営事業者側に落ち度があります。パソコンの場合は携帯電話に比べて画面が大きいため一見すると確認画面になっているかのようなサイトも多いのですが、料金等の利用条件を確認しないまま登録・利用できるサイトは適法な確認画面を設けていることにはなりません。携帯電話の場合と同様に、請求金額を支払ったりこちらから連絡をとったりせず無視するようにしてください。

未納料金お支払いのお願い  
(REQUEST FOR PAYMENT)

QRコード 13

**請求内容** 以前、貴方様の携帯電話、又はパソコンでご利用になられた有料番組サイトの利用料金が未納となっており、日々延滞金が発生している状態です。弊社が、貴方様のご利用になられた運営業者様から、未納料金並びに延滞金の確認及びお支払い方法についてお尋ねする様、依頼を受けましたのでご連絡いたします。

**緊急** お客様の場合、ご利用になられたサイトのログアウト(退会手続き)の方が済んでおりません。又、未納料金や延滞金のご説明もございますので、本書到達後、大至急ご連絡ください。尚、個人情報保護の観点からも、必ずご本人様からご連絡頂けますようお願い致します。

**重要** 万が一、お支払いやご連絡が無き場合、裁判手続き又、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリストとしての登録、さらに《給与差し押さえ》の内容証明を、ご勤務先に送付させていただきますので、悪しからずご了承ください。

処理コード		発送コード	-
管理コード		ご請求金額	下記まで 円

お問い合わせ先  
 株式会社  
 営業時間 / AM 8:30 - PM 4:00  
 定休日 / 土・日曜日、祝日 東京都

弊社は、悪質な架空請求の業者ではありません。貴方様にご利用になられた運営業者様から正式に依頼を受けた正規の回収代行業者です。心当たりが無くても、一度でもサイトにアクセスすると登録が自動的にされ、料金が加算されるシステムが多発していますので十分にご注意ください。

受任報告書

弁護士 法律事務所

管理ナンバー 担当

以前、貴殿が通信販売で購入されました「 」に対して販売会社様からの催促に返答がなく、当事者間での解決ができないと判断され、月に裁判所へ提訴し、月に正式に受理されました。尚、当事務所が販売会社様より民法643条に基づき受任致しましたので取り急ぎご報告致します。\*この報告書は請求書・督促状ではありません。後日、正式に裁判所からの出廷命令が通達されますので、裁判所からの指示に従い、指定の裁判所へ出廷してください。裁判取り下げを希望される方に関しては、裁判取り下げ期日の月日( )までに当事務所にご連絡下さい。

受付番号  
 受付時間 月～金 9:00～17:00

東京都

画面例

